

## 子どもの権利指針

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約で、1989年11月20日第44回国連総会において採択されました。

子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確に示しました。子どもが大人と同じようにひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な、子どもならではの権利を定めています。子どもの権利条約の考えは、以下の4つの原則に集約されています。

### 子どもの権利条約の4つの原則

#### (1)差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人権や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

#### (2)子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### (3)生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

#### (4)子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

[参考] 子どもの権利条約 <https://www.unicef.or.jp/crc/> 日本ユニセフ協会ホームページ

当院では、地域で子どもがすこやかに過ごせるように、「子どもの権利条約の4つの原則」に則り小児診療を進めていきます。

2023年11月4日 制定  
川崎医療生活協同川崎協同病院